平成２１年（フ）第２３５号
沖縄県那覇市長田１丁目４番29号
債務者　宮城　榮光
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２３６号
沖縄県那覇市長田１丁目４番29号
債務者　宮城　文子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５３号
沖縄県那覇市識名３丁目11番21号　ドリーム島第３ビルＦ－１
債務者　木皿　春菜
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５６号
沖縄県那覇市田原３丁目２番地１　小禄市営住宅１－305
債務者　仲村渠　潤
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５９号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇133番地　城間アパート101
債務者　宮里　　静（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６２号
沖縄県那覇市字安謝237番地33　１階
債務者　梶山祐美子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６９号
沖縄県那覇市辻２丁目７番７号　２階
債務者　奥間真紀子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２７２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字小城32番地
債務者　仲座　園子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１２７号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目21番14号
債務者　大宜見澄子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２９号
沖縄県うるま市みどり町３丁目15番18号
コーポＫＡＺＵＫＩ304
債務者　イロカ　薫
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５３号
沖縄県沖縄市知花６丁目40番５号　コーポラス花301号室
債務者　小浜　麻理
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第８９号
宮城県柴田郡大河原町字新南72番地19
債務者　角田久美子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第９７号
宮城県柴田郡大河原町字新南41番地12―102号、開始決定前の住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字南公１番地10
債務者　高橋　重男
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１０４号
宮城県角田市佐倉字北原南69番地８
債務者　佐藤　佳代
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１６６号
宮城県栗原市志波姫堀口御駒堂146番地１市営御駒堂住宅Ａ－４－１、従前の住所宮城県栗原市築館字留場雇田97番地　サンクレストＢ棟101号
債務者　小林　祥子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７０号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏尻21番地
債務者　櫻井　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８号
長野市丹波島２丁目19番地５
債務者　大島　　健
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
岐阜県羽島市小熊町島５丁目215番地１ファミーユ堀Ｃ棟202号室、住民票上の住所岐阜県羽島市福寿町本郷1576番地４
債務者　髙橋　知子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
岐阜地方裁判所